

基本施策1  
(保健)

町民との連携・協働による健康づくりの推進

<施策の方向性>

健康に対する意識を地域全体で更に高める取組みを推進します。また、予防医療に視点を置き、保健・医療・福祉による包括的な保健・医療の体制づくりを進め、いつまでも健康に暮らせるまちを目指します。

<施策項目>

- (1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 [成長戦略①]
- (2) 医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実 [成長戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
町民健康寿命の延伸 (75歳～84歳の介護認定率)	17.5% (H27年度)	16.5%	15%	
メタボリックシンドローム基準該当者等の割合	①12.8% ② 9.6% (H27年度)	①10.5% ② 8.4%	①8.5% ②6.4%	国民健康保険 ①メタボリックシンドローム基準該当者の割合 ②メタボリックシンドローム予備軍の割合
特定健康診査受診率	43% (H27年度)	50%	54%	国民健康保険
がん検診受診率 (胃・肺・大腸がん)	19.5% (H27年度)	25%以上	30%以上	

\* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

(健康寿命)

- 健康寿命の延伸に向けて、ウォーキングや軽運動など、誰もが気軽に楽しみながら参加できる体づくりや健康づくり事業を進めているほか、町民の健康づくりと医療費の負担抑制を最大の目的として、医療費の分析、保健指導と効果的な運動の実践など横断的な連携による健康寿命延伸事業に継続して取り組んでいます。町民自らが主体的に健康づくりや生活習慣の改善について考えてもらう動機付けと醸成が必要になっています。

(保健)

- 地域の保健活動や健康づくりを進めるため、健康増進法に基づき策定している「第2次健康あびら21」により、生活習慣病の予防に重点を置き、自己管理意識を高め、がん検診をはじめ各種健康診査の受診率の増加に取り組むとともに、各保健施設を拠点として地域に密着した保健活動、保健指導などを行っていますが、早期発見早期治療のためにも、各種健康診査の受診率の向上が課題となっています。

(予防、感染症予防など)

- 健康の保持と病気予防策である予防接種については、法定のほか任意の予防接種に係る支援等を行っています。冬期に流行するインフルエンザ対策については、予防接種法に定める主に65歳以上の接種対象者への接種費用助成のほか、現在は中学生までのインフルエンザ予防接種料の独自助成の実施を始めています。

**【施策項目に対応した主な取組み】**

**(1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 [成長戦略①]**

- ▶ 町民が健康づくり活動に主体的に取り組めるよう、そして生活習慣改善の動機付けとして、近年導入した体成分測定装置「インボディ」により、体脂肪率や筋肉量、内臓脂肪などの測定結果から、保健指導・栄養指導・運動指導につなげていく取組みを進めるなど、医療費削減といつまでも健康で生活し続けることを目的として、温水プールなどの公共施設を活用し運動などを通じた健康寿命の延伸に向けた取組みを展開するとともに、生活習慣病の予防と健康増進に視点を置いた「健康あびら21」を推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇健康寿命延伸事業（再掲）

**(2) 医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実 [成長戦略②]**

- ▶ 受診のきっかけづくりと検診による疾病の早期発見を目的とする特定健康診査の受診率向上に継続して取り組むとともに、ピロリ菌由来の胃がん発症の予防に向け、がん検診等にあわせてピロリ菌検査を行うことで、各種検診の受診率向上を目指す取組みを実施していきます。
- ▶ 教育機関や医療機関などと連携し、幼児から高齢者まで誰もが健康な自分の歯で楽しく食事ができるよう、歯科口腔保健の推進に努めます。
- ▶ 子どもを対象としたインフルエンザ予防接種料の独自支援のほか、各種予防接種のきめ細かい実施及び支援を行うとともに、子育て支援や定住施策の観点から、独自に高校生まで拡充対象としている医療費無料化については、事業の周知と発信を強化しながら引き続き実施していきます。
- ▶ 保健指導や健康相談の拠点となる「ぬくもりセンター」や「保健センター」などの保健福祉施設の計画的な施設の改修及び環境整備に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇各種健康診査の受診率向上に向けた取組み
◇子育て支援や定住施策の観点による独自拡充事業（子ども医療費無償化・インフルエンザ予防接種料の助成等）の周知と発信強化
◇ぬくもりセンターや保健センター等の改修事業

\*メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態で、重複した場合は命にかかわる病気を招くこともある。

<施策の方向性>

町内医療体制の維持に向けた取組みの強化を図ります。また、東胆振定住自立圏の連携事業を促進し、広域による医療機能の充実を目指します。

<施策項目>

- (1) 町内医療機関に対する支援策の強化 [差別化戦略①]
- (2) 「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 [回避戦略①]
- (3) 救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
町内医療機関の確保	・病院 1 箇所 ・診療所 2 箇所 ・歯科診療所 4 箇所 (H27 年度)	現行数の維持	現行数の維持	
町内医療機関における 休日・夜間救急体制の 確保	1 箇所 (H27 年度)	1 箇所	1 箇所	

\* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町の医療機関については、病院 1 箇所、診療所 2 箇所、歯科診療所 4 箇所が民間運営により地域の第 1 次医療を担っていますが、近年では 2 つの診療所が閉鎖していることもあり、地域医療体制が危惧されていることから、医師の確保対策などに取り組んでいます。
- 休日・夜間における救急医療については、町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図り、あわせて、苫小牧市内の休日当番医療機関などを町広報やホームページにて情報提供を行っています。
- 当町の広域医療体制については、北海道医療計画において枠組みが示されており、第 2 次医療圏は、東胆振 1 市 4 町を区域とする東胆振圏に属し、第 3 次医療圏については、石狩・空知・後志、胆振・日高を区域とする道央圏に属しています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 町内医療機関に対する支援策の強化 [差別化戦略①]

- ▶ 将来的な医療過疎とならないために、かかりつけ医の確保のほか専門医の不足や医療機関の看護師不足などを解消する支援制度を継続することにより、地域医療の維持に向けて取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕
◇医師確保等支援事業（かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師雇用助成事業） ◇地域医療連携支援事業（眼科医）

**（２）「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 【回避戦略①】**

- ▶ 将来的に高齢化が進むなか安心して暮らすことができるよう、身近な地域で医療を受けられる体制を確保することにより、日ごろの診察のほか、家族を含めた健康管理について気軽に相談できる「かかりつけ医」の定着に向けた普及に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇医師確保等支援事業（かかりつけ医・専門医確保事業）

**（３）救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 【回避戦略②】**

- ▶ 休日・夜間における救急医療については、現行の体制を維持できるよう引き続き町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図るとともに、圏域内における初期救急医療機能の維持・充実に努めます。
- ▶ 安全・安心に暮らせること、そして移住・定住の観点から、第２次医療圏における高度救命救急医療（２次救急）や高度小児救急医療の体制など、苫小牧市の医療機関の協力が必要であることから、苫小牧医師会との連携を図りながら東胆振定住自立圏の連携事業として引き続きその体制が維持できるよう努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇休日・夜間医療体制確保事業 ◇広域救急医療対策事業（二次救急医療対策事業、小児救急医療支援事業、救急医療啓発普及事業など） ◇東胆振定住自立圏の連携事業による広域医療体制の確保

<施策の方向性>

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができる社会の実現に向け、町民、自治会・町内会等、各種団体、行政が一体となった支え合いと助け合いによる地域福祉の推進を目指します。

<施策項目>

- (1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]
- (2) 新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 [改善戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
地域見守りネットワークの構成団体数	66 団体 (H27 年度)	70 団体	75 団体	
ボランティアセンター登録者数	396 人 (H27 年度)	410 人	430 人	
人材育成支援事業等によるボランティア資格取得者数	5 人 (H27 年度)	累計 20 人	累計 60 人	

\* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 少子高齢化や核家族化、さらには隣人や地域でお互いが助け合い、支え合うという意識が薄れ、高齢者やしょうがい者、ひとり暮らし世帯にとっては暮らしにくい社会となりつつありますが、当町では未だに地域コミュニティが健在で自助・共助・公助の役割分担が機能しており、安平町地域福祉総合計画に基づきながら、元気な高齢者や地域を中心として見守り活動や福祉ボランティア活動、自主防災活動などの事業展開を行っていますが、今後も地域での支え合い活動や見守りネットワークを維持していくことが重要になっています。
- これまでボランティアや地域コミュニティにより福祉行政を支えてきた方々が今後高齢化となり、向こう10年間で大幅に減少することが予想されることから、新しい公共の担い手の育成が大きな課題となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]

- ▶ 地域における住民同士の相互扶助体制により、町民誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしができる地域社会の実現を目指し、安平町地域福祉総合計画に基づきながら、地域全体で支え合う「安平町地域見守りネットワーク」の拡大や、「災害時等要援護者登録制度」の普及に向けて取り組むとともに、自治会・町内会等を中心としたサロンや世代間交流事業、高齢者世帯への除雪支援など、地域での支え合い活動を推進していきます。

- ▶ 地域福祉を支える人材やボランティア団体の育成と支援を継続するとともに、地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員及び地域福祉の中心的役割を果たす社会福祉協議会の活動を支援します。

〔主な取組み・事業〕
◇地域見守りネットワークの推進    ◇地域福祉を支える人材育成支援事業 ◇地域支え合い活動推進事業

## (2) 新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 【改善戦略①】

- ▶ 将来的にはより一層の高齢化が進行することから、地域福祉や高齢者を支えるためのサービスを提供できる地域産業やコミュニティ・ビジネスの設立支援の強化に取組みながら、新しい公共の担い手の育成を進めるとともに、協働による福祉サービスの充実に取組みます。
- ▶ 町内には、地域医療・高齢者福祉事業・しょうがい者福祉事業を展開する民間法人が多く存在しており、今後も各種サービスが継続されるよう、引き続き一体的な連携及び支援を行いながら、地域福祉サービスの充実に取り組むとともに、福祉施設の計画的な改修、維持補修を行います。

〔主な取組み・事業〕
◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進    (再掲)

**基本施策4  
(しょうがい者福祉)**

**共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進**

**<施策の方向性>**

全ての町民が不自由なく社会活動を営むことができるようノーマライゼーションの理念を尊重したしょうがい者福祉を推進します。

**<施策項目>**

- (1) しょうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]
- (2) しょうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略③]

**【成果指標】**

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
しょうがい者福祉サービスの利用者数	148人 (H27年度)	160人	180人	
東胆振圏域における地域生活支援拠点の確保	1箇所 (H28年度)	1箇所	1箇所	

\* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

**【現状と課題】**

- しょうがい者福祉サービスについては、しょうがいのある人もない人も、互いに個人の尊厳を尊重し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の概念の下、しょうがいの種別や程度に関わらず、それぞれの地域の中でいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指すため、障害者総合支援法に基づき策定している「安平町しょうがい福祉計画」による施策の推進を行っています。
- 近年は、しょうがい者等の地域生活支援の機能を強化するための広域連携による取組みが進められています。

**【施策項目に対応した主な取組み】**

**(1) しょうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]**

- ▶ しょうがいのある人が、地域でいきいきと自立した生活ができるよう、しょうがいの状況に応じ、就労や日中の活動、移動や移送サービスなどに関する相談体制や生活の総合的支援を受けられるよう努めていきます。
- ▶ 町内には、しょうがい者福祉事業を展開する事業所が存在しており、今後もしょうがい者福祉サービスが継続されるよう、引き続き一体的な連携及び支援を行いながら、しょうがい者福祉サービスの充実に取り組むとともに、平成30年度からとなる「第5期安平町しょうがい福祉計画」を策定していきます。

〔主な取組み・事業〕

◇第5期安平町しょうがい福祉計画の策定 ◇しょうがい者自立支援事業

**(2) しょうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 【回避戦略③】**

- ▶ 東胆振定住自立圏の連携事業として、平成28年度に整備した「しょうがい者等の地域生活支援拠点」により、しょうがい者の居住・相談支援や緊急時の受け入れ対応など、しょうがいを持つ方が安心して地域で暮らせる社会の実現を目指し、生活機能の強化とサービスの充実に向けて取り組めます。

〔主な取組み・事業〕
◇東胆振定住自立圏の連携事業による「しょうがい者等の地域生活支援拠点事業」の推進

<施策の方向性>

高齢者が活躍できる社会の実現に向け、豊富な知識や経験、技能等を持つ高齢者を積極的に活用します。また、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるまちを目指し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を促進します。

<施策項目>

- (1) 多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいの推進 [成長戦略⑤]
- (2) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 [成長戦略⑥]
- (3) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 [差別化戦略②]
- (4) 高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進 [差別化戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
要支援・要介護認定率	17.7% (H27年度)	20.1%	21.7%	
介護予防事業（1次予防）への参加者数 (参考値：足腰しゃんしゃん教室参加者数)	2,641人 (H27年度)	2,700人	2,700人	
特別養護老人ホーム待機者数	35人 (H27年度)	13人	5人	

\* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 全国的に少子高齢化が進む中、当町の高齢化率は全国平均を上回っています。一方、世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少しており「ひとり暮らしの高齢者世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加し、あわせて介護を要する高齢者も増加しており、今後このような傾向が続くものと推測されます。
- このような状況の中、隣人との関係も希薄化している昨今、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進していくことが求められています。
- そのため、外出支援サービスや通院移送サービスなどの在宅高齢者等の支援や、高齢者の「いきがづくり」や介護予防の充実が重要です。
- 高齢者介護施設については、近年、デイサービス事業を中心とする訪問や短期間宿泊を組み合わせた民設民営による「小規模多機能型居宅介護事業サービス」が開始されましたが、高齢化が進む当町にとっては、特別養護老人ホームなどの介護支援施設の整備が今後の課題となっています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### (1) 多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいの推進 【成長戦略⑤】

- ▶ 地域で子どもを育てる意識の強さと、健康で元気なシルバー世代の技術や経験を活かした子どもと高齢者の交流活動など、高齢者の生きがいの推進するとともに、温水プールでの水中運動やノルディックウォーキングなどの介護予防の取組みを継続していきます。
- ▶ 町内には、未だに地域コミュニティ活動が健在で自助・共助・公助が機能していることから、子育て世代へ高齢者のサポート体制や高齢者買い物対策など、行政サービスが行き届かない分野を中心としたコミュニティ・ビジネスの設立支援の強化に取り組むことで、高齢者の生きがいの推進につなげていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇介護予防事業 ◇高齢者大学や老人クラブなどの支援を通じた高齢者の生きがいの強化 ◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進（再掲）

### (2) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 【成長戦略⑥】

- ▶ 将来的に高齢化が一層進む中、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じて、住まい・医療・介護・予防及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇地域包括支援センターの運営

### (3) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 【差別化戦略②】

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためにも、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、地域コミュニティ活動を通じた介護予防事業や生活支援の推進、さらには介護給付サービスの充実など、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、事業に取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕
◇在宅介護支援事業 ◇介護サービスの給付事業 ◇高齢者福祉施設の運営・施設の計画的な改修

### (4) 高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進 【差別化戦略③】

- ▶ 将来的な高齢者の増加により今後予想される特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、待機者の的確な動向把握をしながら、民設民営による小規模特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）の整備に取り組むとともに、民間活力によるサービス付き高齢者向け

住宅などの建設について検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇民設民営による「小規模特別養護老人ホーム」の整備

<施策の方向性>

誰もが生涯にわたり健康で安定した生活を送ることができるよう、介護保険制度や後期高齢者医療制度の適正な運用とともに、国民年金制度の啓発に努めます。また、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県となる国民健康保険は、健康寿命の延伸に向けた取組みを進めることにより、医療費の適正化を目指します。

<施策項目>

- (1) 介護保険事業の適正な運用 [回避戦略④]
- (2) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 [回避戦略⑤]
- (3) 国民年金制度の啓発 [回避戦略⑥]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
国民健康保険事業 被保険者1人あたり療 養諸費費用額	329,119円 (H27年度)	367千円	409千円	
介護保険事業 被保険者1人あたり給 付費費用額	241,685円 (H27年度)	275千円	304千円	
後期高齢者医療事業 被保険者1人あたり療 養諸費費用額	837,953円 (H27年度)	776千円	801千円	

\* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 平成27年度に介護保険制度の改正が行われ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進していくことが求められています。
- 平成30年度から始まる新たな国民健康保険制度については、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険事業の運営における中心的な役割を担うこととなる都道府県単位化が図られることとなっています。
- 国民年金にかかる事務については、法定受託事務のほかに協力・連携事務として、保険料の納付特例や口座振替の推進の周知、保険料免除申請の受付などを行っていますが、将来的な年金受給の不安感や徴収率の低下などが問題となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 介護保険事業の適正な運用 [回避戦略④]

- ▶ 介護保険事業の制度周知による理解を深め、保険料の収納率を高めながら、介護保険事業の適正な運用に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇介護保険事業

**(2) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 【回避戦略⑤】**

- ▶ 国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の制度周知による理解を深め、保険税の収納率を高めながら、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の適正な運用に努めます。
- ▶ 平成30年度から始まる国民健康保険制度の都道府県単位化については、北海道において策定する国民健康保険運営方針に基づいて適切な対応を図ります。

〔主な取組み・事業〕
◇国民健康保険事業      ◇後期高齢者医療事業

**(3) 国民年金制度の啓発 【回避戦略⑥】**

- ▶ 度重なる年金制度の改正や将来的な年金受給の不安感があることから、国民年金制度に対する正しい理解を得るための周知を継続して行っていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇広報等を通じた国民年金制度の周知